

# 合志西合志 二町合併協議会だより

○発行責任者／合志西合志二町合併協議会 会長 秋吉不二雄 ○編集／合志西合志二町合併協議会事務局 菊池郡合志町幾久富1909 - 110



平成18年2月27日(月)

未来輝く産業・定住拠点都市  
子育て支援日本一のまちづくり



## 「合志市」誕生。

合志西合志二町合併協議会は、昨年2月の協議会発足から16回の協議会を開催し、52の合併協定項目の協議及びその他協定に基づいた調整事項について、慎重な審議を行い2月10日に最後の協議会を開催しすべての協議を終了しました。いよいよ2月27日に合志市が誕生します。

### 合志市長職務執行者に秋吉町長を選任



|    | 合志町      | 西合志町     | 合計       |
|----|----------|----------|----------|
| 面積 | 28.89 k㎡ | 24.28 k㎡ | 53.17 k㎡ |
| 人口 | 22,768人  | 29,664人  | 52,432人  |
| 世帯 | 7,773世帯  | 10,844世帯 | 18,617世帯 |

(H18.1月.末現在 住民基本台帳)

## 合志西合志二町合併協議会の廃止に際して 秋吉会長あいさつ



合志西合志二町合併協議会の廃止に際しまして、ご挨拶を申し上げます。

今月の27日には人口5万2千、県内48市町村の中では9番目に大きな自治体として、合志市が誕生することになります。

振り返れば、平成14年6月に菊陽町を含めた3町で任意の協議会を立ち上げ、その後、大津町を含めた4町の法定協議会を立ち上げた経緯などがありました。その中でも合志町と西合志町は一貫して合併の必要性を認識しながら合併協議会に対して真摯な姿勢を貫いて来ました。

この2町の信頼関係が揺るぎないものとして、合併の日を迎えることが出来ました。これは、非常に感慨深いものがあり、改めて、時代の流れを感じるものでございます。

新しく誕生する合志市は、

昨年の国勢調査では、前回に比べ県内でも3番目に人口増加率が高い地域となり、今後、益々の発展が期待されるところです。「未来輝く 産業・定住拠点都市」として「子育て支援日本一のまちづくり」をめざして、合併してほんとうに良かったと言われるようなまちづくりが期待されるところです。

合併協議会も第16回をもち、いよいよ最終回となり、来る26日限りで廃止となります。委員の皆様をはじめ両町民の方々には、昨年2月の協議会設置はもとより、それ以前から市町村合併という大きな課題に対して真剣に取り組んで来られましたことに対しまして心から感謝申し上げます。

いよいよ合志市が誕生しますが、合併協議の中で皆様方からいただきました貴重なご意見は、新市へと引き継がれていくこととなりますので、市政施行に際しましても引き続きご協力をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶いたします。

## 第14回 合併協議会

11月21日(月)  
合志町役場大会議室

### 報告事項

報告第36号 合志市「市章」選定について

合志市「市章」の入賞者の表彰を行いました。

(入賞者名簿 前回の第5号にて掲載済)

報告第22号-3 各種福祉制度の取扱いについて

次の内容で調整されました。

| 外出支援サービス事業 |   |    |        |    |        |
|------------|---|----|--------|----|--------|
| 対象者        | 市内居住の概ね65歳以上の心身の障害及び傷病等の理由により臥床している者又は下肢が不自由な者等。ただし、高度な医療が必要な者等についてはこの限りではない。 |    |        |    |        |
| 委託先        | 外部委託により行う。  |    |        |    |        |
| 利用料        | 市内  | 片道 | 250円   | 往復 | 500円   |
|            | 市外  | 片道 | 500円   | 往復 | 1,000円 |
| 委託料        | 市内  | 片道 | 2,000円 | 往復 | 4,000円 |
|            | 市外  | 片道 | 3,000円 | 往復 | 6,000円 |

| 生活管理指導短期宿泊事業          |  |
|-----------------------|--|
| 合志町の例により平成18年度から統一する。 |  |
| 対象者                   | 介護認定外の概ね65歳以上の要援護高齢者で基本的な生活習慣を習得させるための支援・指導が必要な者 |
| 利用料                   | 1日 380円(食事代別)                                    |
| 委託料                   | 1日 3,430円  |

| 訪問理美容サービス事業                             |   |
|---|---|
| 訪問理美容サービス事業については、西合志町の例により平成18年度から実施する。 |   |
| 対象者                                     | 市内在住65歳以上の単身高齢者及びこれに準ずる世帯の方で老衰、心身の障害及び疾病等の理由により理美容院へ出向くことができない者 |
| 利用料                                     | 理美容料金のみ   |
| 委託料                                     | 往復1,100円  |

| 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業  |  |
|---|--|
| 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業については、介護保険制度の見直しに併せ生活管理事業の充実を図ることで対応する。 |  |

| 家族介護者交流事業(元気回復事業) |              |      |     |
|-------------------|--------------|------|-----|
| 対象者               | 高齢者を介護している家族 |      |     |
| 参加費               | 1人 500円      | 実施回数 | 年2回 |

| 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業 |   |
|------------------|---|
| 対象者              | 痴呆度が介護保険認定調査の主治医意見書で中程度以上及びこれに準ずる在宅高齢者を介護している家族 |
| 利用料              | 1時間あたり120円                                      |

| 介護用品の支給 |  |
|---------|--|
| 対象者     | 市内在住で要介護4、5と判定された高齢者を在宅で介護している家族、又は、市内在住で要介護3と判定された高齢者で、介護認定調査において、排尿及び排便行為に全介助を要する者を在宅で介護している家族 |
| 種類      | 紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー等   |
| 限度額     | 月額4,500円   |

| 「食」の自立支援事業(配食サービス) |  |           |  |
|--------------------|--|-----------|--|
| 対象者                | 市内在住65歳以上の単身高齢者及びこれに準ずる世帯の方で食事の調理が困難な者 |           |  |
| 利用料負担              | 350円(一般食)                              | 400円(特別食) |  |
| 委託料                | 一食あたり                                  |           |  |
|                    | 350円(一般食)                              | 400円(特別食) |  |

| 家族介護教室                 |                |
|------------------------|----------------|
| 西合志町の例により平成18年度から統一する。 |                |
| 対象者                    | 在宅高齢者を介護している家族 |

| 長寿祝金等 |                 |                             |
|-------|-----------------|-----------------------------|
| 対象者   | 100歳以上          | 2万円、表彰状                     |
|       | 100歳到達者         | 2万円、表彰状、記念品(内閣総理大臣)記念品(県知事) |
|       | 95歳以上<br>100歳未満 | 4,000円の記念品                  |
|       | 88歳             | 3,500円の記念品                  |

| 敬老事業（敬老会等） |                             |                 |
|------------|-----------------------------|-----------------|
| 開催方法       | 各地区に経費の一部を助成し、それぞれの地区で開催する。 |                 |
| 補助金        | 均等割 1 地区<br>人数割 1 人あたり      | 10,000円<br>700円 |
| 対象者数       | 4月1日現在<br>70歳以上の人数          |                 |

| 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 |             |
|--------------------|-------------|
| 対象者                | 概ね65歳以上の高齢者 |
| 利用料                | 材料費等実費      |

| 緊急通報体制等整備事業 |  |
|-------------|--|
| 対象者         | 市内に居住する概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 |
| 利用者負担       | 無料（通話料は、個人負担）                          |

| 金婚等                                    |  |
|--|--|
| 新聞社の表彰とあわせて、記念品及び表彰状を贈呈しお祝いをする。（式典の開催） |  |



**第37号ー1 国民健康保険の取扱いについて**  
 次の内容で調整されました。  
**短期被保険者証の交付**  
 1 前年度分以前の滞納がある世帯 3ヶ月  
 2 現年度分の滞納期間が8期以上の滞納額がある世帯主（前号に該当する世帯主を除く。）3ヶ月  
 3 現年度分の滞納期間が4期以上の滞納額がある世帯主（前各号に該当する世帯主を除く。）6ヶ月  
**被保険者資格証明の交付**  
 1 特別な事情もなく、納税の実績が長期間無い者  
 2 納税の意思が全く認められない者  
 3 納付誓約をしているが、計画どおり履行しない者  
 4 滞納の納付回数が12回以上、又は滞納金額が50万円以上

**報告第38号 自治会、行政区の取扱いについて**  
 次のとおりの内容で調整されました。  
 委嘱内容については、現在二町が行っている内容を基に継続していくところです。  
**報告第39号 国際交流事業の取扱いについて**  
 次の内容で調整されました。  
**ふるさと創生事業**  
**【対象事業】** 地域活性化、教育、福祉又は産業の振興のため市民の自主調査研究又は研修に対する助成事業。  
**【対象者】** 合志市内に住所を有する個人又はグループ  
**【補助金額等】** 予算の範囲内で、対象経費の1/2（20万円を限度とする。）  
**報告第40号 広報広聴関係事業の取扱いについて**  
 次の内容で調整がなされました。

|       |                              |                 |
|-------|------------------------------|-----------------|
| 報酬額   | 1 区年額                        | 247,000円        |
|       | 1 戸当り年額                      | 1,200円          |
| 嘱託補助員 | 200戸超につき均等割りのみ               | 1名<br>年額65,000円 |
|       | 平成19年度以降は平成18年度中に見直しを含め検討する。 |                 |

**広報誌**  
 毎月1回発行（第一木曜日）  
 ・ 嘱託員に依頼し世帯へ配布。  
 ・ 市内の公共施設やスーパー、コンビニに配置  
 ・ 送付を希望する企業等や市外の個人には、実費負担で郵送  
**ホームページ**  
 ・ 広報モニターは設置しない。  
 ・ 合併時に開設する。  
**報告第34号ー2 その他の事務事業の取扱いについて**  
 次の内容で調整されました。  
**監査**  
 ・ 定期監査はすべての部課を対象として、年1回、監査計画により実施する。  
 ・ 例月出納検査は毎月20日から25日までの間に実施する。  
 ・ 決算審査は審査に付された日から60日以内に審査のうえ、意見付して市長に回付する。  
**入札参加資格**  
 ・ 指名願いの受け付け 2年に1度受付（2年間有効）  
**受付期間**  
 2月1日～2月28日  
**追加受付（中間年）**  
 2月1日～2月28日  
**提出様式**  
 中央公共契約連絡協議会統一様式  
 国、県、市町村税完納証明書  
 書書の提出

その他市長が必要と認める書類  
 ・ 工事入札参加資格者各付審査会の設置  
 ・ 各付基準 経営事項審査結果表に掲げる主観的要素を勘案して各付するものとする。  
 ① 主として請け負う建設工事等の種類別工事の成績  
 ② 信用の度合  
 ③ 年間平均完成工事高の区分  
**指名業者選定**  
 ・ 工事入札指名等審査会の設置  
 ・ 指名審査事項等 設計額130万円以上の工事及び50万円以上の委託業務について  
 ① 指名に必要な資格の審査  
 ② 各工事ごとの指名参加者の選定  
 ③ 契約に定めた事項を変更するとき  
 ・ 選定基準  
 ① 当該工事等資格の有無  
 ② 指名停止の状況  
 ③ 事業所の所在地  
 ④ 年間平均工事高  
 ⑤ 受注工事量  
 ⑥ 同種工事等の施工実績  
 ⑦ 安全管理及び労働福祉の状況  
 ⑧ 技術職員数  
 ⑨ 経営努力（営業努力）の状況

# 第15回 合併協議会

12月5日(月)

西合志町民図書館集会所

## 報告事項

協議第22号ー4 各種福祉制度の取扱いについて

次の内容で調整されました。

・転倒骨折予防教室

合志町の例を基本に、改正後の介護保険制度の地域支援事業のうち、介護予防事業の中の通所型介護予防事業として平成18年度から実施する。

・地域住民グループ支援事業

西合志町の例を基本に、改正後の介護保険制度の地域支援事業のうち、介護予防事業の中の地域介護予防活動支援事業として平成18年度から統一する。

・高齢者筋力向上トレーニング事業

改正後の介護保険制度の地域支援事業のうち、介護予防事業の中の通所型介護予防事業として、平成18年度から統一する。

・高齢者サービス調整チーム

改正後の介護保険制度の地

域包括支援センター事業の中で平成18年度から実施する。

報告第23号ー2 保健衛生関係事業の取扱いについて

次の内容で調整されました。

・結核予防事業

委託先

菊池広域保健センター

(菊池養生園)

対象者 65歳以上

自己負担 無料

報告第37号ー2 国民健康保険の取扱いについて  
次のとおり調整がなされました。

### 人間ドック及び脳ドック

#### 助成額

① 助成額はドック費用の7割以内とし、限度額は一日、宿泊ともに45,000円とする。

② 助成額は1,000円単位とし、千円未満は切り捨てた額とする。

③ 宿泊の場合、ドック費用の7割から宿泊代相当額5,000円を引いた額とする。

#### 受診医療機関

- ・菊池広域保健センター
- ・日赤熊本健康管理センター
- ・済生会熊本病院総合健診センター
- ・菊南病院
- ・熊本県総合保健センター
- ・高野病院検診センター

報告第29号ー2 学校教育関係の取扱いについて

次のとおり調整がなされました。

#### 「貸与とする」貸付資格

- 1 奨学生の保護者が合志市民であること
- 2 高等学校・大学・又は類似の教育施設に在学中の者
- 3 経済的理由により学資の支弁が困難な者
- 4 他の制度の奨学金を受

#### 貸付金額

けていない者

| 大学等 |          |
|-----|----------|
| 国公立 | 月23,000円 |
| 私立  | 月30,000円 |

| 高校等 |          |
|-----|----------|
| 国公立 | 月20,000円 |
| 私立  | 月23,000円 |

#### 貸付期間

奨学生在学する学校を卒業するまでの期間  
貸付利率 無利子  
償還期間及び方法

卒業又は貸付終了から6月を経過後、貸付を受けた2倍の期間で、月賦、半年賦、年賦で償還（10年を超える場合は10年）

#### 貸付の休止・廃止

- 1 貸付資格に変更があった時
- 2 休学したとき
- 3 貸付を辞退した時
- 4 教育委員会が奨学資金の貸付を一時休止又は廃止することを妥当と認めたととき





第1期  
1歳～2歳未満  
第2期  
5歳～7歳未満の就学前幼

【日本脳炎】

個別接種  
1期初回  
3歳～7歳6カ月  
1期追加  
4歳～7歳6カ月  
(ただし、1期初回終了後  
概ね1年以上の期間が必要)

【日本脳炎】(学童期)

個別接種  
9歳～13歳未満  
(小学校4年生)

【日本脳炎】(一般)

個別接種  
法対象外  
自己負担 1,000円  
【インフルエンザ】  
個別接種  
3歳以上  
自己負担 1,000円

・老人保健事業

【生活習慣病健診】

集団検診  
30歳以上  
自己負担額 1,500円  
(70歳以上無料)

【肝炎ウイルス検査】

対象者 満40、45、50、55、60、65、70、75、80歳  
個人負担額 800円  
(Bのみ100円、Cのみ600円)  
70歳以上無料

【結核健診】

対象者 65歳以上  
自己負担額 無料  
【がん複合検診】(集団検診)  
胃がん検診

集団検診 30歳以上  
自己負担額 1,300円  
(70歳以上300円)  
大腸便潜血検査

集団検診 30歳以上  
自己負担額 500円  
70歳以上 100円

子宮がん検診  
集団検診 30歳以上  
自己負担額 1,000円  
(70歳以上200円)

乳がん検診  
集団検診 30歳以上女性  
自己負担額  
乳房エコーのみ 1,000円  
(70歳以上500円)

乳房エコー・マンモグラフィ  
(70歳以上500円)  
腹部超音波検診

集団検診 30歳以上  
自己負担額 1,000円

骨粗しょう症検診

集団検診 40歳以上男女  
自己負担額 1,000円  
(70歳以上300円)  
【がん健診】(施設検診)  
子宮がん検診

施設検診 20歳以上女性  
自己負担額 1,600円  
(70歳以上500円)

乳がん検診  
施設検診  
視触診＋乳房エコー  
30歳以上の女性  
自己負担額 1,500円  
(70歳以上500円)

【大腸ファイバー検診】(集団検診)  
集団検診 30歳以上  
自己負担額 1,700円

【人間ドック】  
助成額はドック費用の7割  
以内とし、限度額は一日、宿  
泊ともに45,000円とする。助成額  
は1,000円単位とし、千円未満は  
切り捨てた額とする。

報告第29号ー3 学校教育関係の取扱いについて

次の内容で調整されました。  
・スクールサポーター事業  
小学校英語指導は新市においても実施する。

介護補助員は必要に応じて配置する。  
生活指導助手、学習指導補助員は名称を教育活動指導助手と統一し、小中学校に配置する。

報告第31号ー2 一般職の職員の身分の取扱いについて  
職員の給与・手当等については両町の現行を踏まえながら調整がなされました。

報告第43号 特別職の職員の身分の取扱いについて  
特別職については、各種委員会の必要性について各専門部会で検討され、また、定数・任期等を設定し調整されました。

報告第44号 条例、規則等の取扱いについて  
新市で制定する条例・規則等の内容について報告されました。

報告第45号 公共的団体等の取扱いについて  
各種団体の合併後の名称・統合等について報告がなされました。

報告第42号ー2 各種団体等への補助金、交付金等の取扱いについて  
各種団体の合併後の補助金のあり方について調整された報告がなされました。

|      | 条 例 | 規 則 | その他 | 合 計 |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 即時施行 | 161 | 191 | 240 | 592 |
| 漸次施行 | 6   | 4   | 13  | 23  |
| 暫定施行 | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 合計   | 167 | 195 | 253 | 615 |





**報告第46号 合志市内循環バスの運行について**

新合志市内の生活交通の確保や、新市庁舎間や各公共施設を結ぶ路線を整備し住民福祉の向上を図るため「合志市内循環バス」を2月28日から運行いたします。

**【運賃】**

1回の乗車につき、  
大人100円 子ども50円

**【路線】**

現在西合志町で運行している「西合志町内循環バス」の3路線は継続運行とし、新たに現合志町域内を循環させ御代志・西合志庁舎・ユーパレス弁天・ふれあい館まで到達させる2路線を新設し、併せて5路線を運行させます。  
(運行コースは別途冊子を配布しております。)

**報告第47号 合志市次世代育成支援行動計画について**

合志市の次世代育成支援行動計画について、「次世代育成のための主な課題」「基本理念と基本目標」「子育て支援日本一のまちづくりの施策案」等の報告がなされました。

**報告第48号 合志市長職務執行者の選任について**

合志市長職務執行者に秋吉不二雄氏(合志町長)を選任しました。

これは、両町が合併することにより、両町長が合併の前日(2月26日)に失職し、合志市の市長が不在となることから、あらかじめ両町長のうちから、市長の職務を行う市長職務執行者を選任することが法律で定められています。  
任期は2月27日から50日以内に行われる市長選挙により、新しい市長が選出されるまでの間となります。

**報告第49号 暫定委員会委員の選任について**

合併時に設置される暫定選挙管理委員会、暫定教育委員会及び暫定固定資産評価審査委員会の委員予定者が次のとおり報告されました。(敬称略)

**暫定選挙管理委員会委員**

- ・合志 良夫(合志町)
- ・早田 敬雄(合志町)
- ・後藤 雄輔(西合志町)
- ・藤岡 信亮(西合志町)

**暫定教育委員会委員**

- ・猿渡 勇吉(合志町)
- ・藤井 鴻(合志町)
- ・草野 圭治(西合志町)
- ・丸山 民代(西合志町)
- ・末永 節夫(西合志町)

**暫定固定資産評価審査委員会委員**

- ・岩佐 孝教(合志町)
- ・木永 博昭(合志町)
- ・安武 幸男(西合志町)
- ・八橋 道義(西合志町)

**報告第51号 合志西合志二町合併協議会の廃止について**

平成18年2月26日限りで合併協議会を廃止する。  
あと、清算手続きの方法について報告がありました。



**報告第50号 合志市役所の開庁式について**

次のとおり開催されることが報告されました。

**合志市役所開庁式**

**合志庁舎**

**とき**  
平成18年2月27日(月)  
午前8時00分

**ところ**

合志市役所合志庁舎  
庁舎玄関前

**内容**

銘板の除幕、  
テープカット等

**西合志庁舎**

**とき**  
平成18年2月27日(月)  
午前9時00分

**ところ**

合志市役所西合志庁舎  
庁舎玄関前

**内容**

銘板の除幕、  
テープカット等

## 協議項目一覧

| 協議項目                     | 提出       | 確認       |
|--------------------------|----------|----------|
| 合併の方式                    | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 合併の期日                    | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 新市の名称(募集要項)              | H17.2.10 | H17.2.10 |
| 新市の名称                    | H17.3.12 | H17.3.21 |
| 新市の事務所                   | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 財産及び債務の取扱い               | H17.2.22 | H17.3.4  |
| 合併特例法に規定されている協議項目        |          |          |
| 協議項目                     | 提出       | 確認       |
| 議会議員の定数及び任期の取扱い          | H17.3.18 | H17.3.21 |
| 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い       | H17.3.18 | H17.3.21 |
| 地方税の取扱い                  | H17.2.22 | H17.3.4  |
| 一般職の職員の身分の取扱い            | H17.3.4  | H17.3.21 |
| 地域審議会等の取扱い               | H17.3.4  | H17.3.21 |
| 新市建設計画の作成                | H17.2.22 | H17.3.4  |
| その他必要な協議項目               |          |          |
| 協議項目                     | 提出       | 確認       |
| 特別職の職員の身分の取扱い            | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 慣行の取扱い                   | H17.2.22 | H17.3.4  |
| 町、字の区域及び名称の取扱い           | H17.2.10 | H17.3.21 |
| 自治会、行政区の取扱い              | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 条例、規則等の取扱い               | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 事務機構及び組織の取扱い             | H17.3.4  | H17.3.21 |
| 窓口業務の取扱い                 | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 公共的団体等の取扱い               | H17.2.22 | H17.3.4  |
| 消防団の取扱い                  | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 防災、交通安全関係の取扱い            | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 一部事務組合等の取扱い              | H17.2.10 | H17.3.4  |
| 第三セクターの取扱い               | H17.2.22 | H17.2.22 |
| 各種団体等への補助金、交付金等の取扱い      | H17.3.4  | H17.3.21 |
| 使用料、手数料等の取扱い             | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 納税関係の取扱い                 | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 国民健康保険の取扱い               | H17.2.22 | H17.3.4  |
| 介護保険事業の取扱い               | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 各種福祉制度の取扱い(高齢者福祉)        | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 各種福祉制度の取扱い(児童福祉)         | H17.2.22 | H17.3.4  |
| 各種福祉制度の取扱い(障害者福祉・その他の福祉) | H17.3.4  | H17.3.21 |
| 社会福祉協議会の取扱い              | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 保健衛生関係事業の取扱い             | H17.2.22 | H17.3.4  |
| 生活環境事業の取扱い               | H17.2.10 | H17.2.22 |
| ごみ処理の取扱い                 | H17.2.10 | H17.2.22 |
| し尿処理の取扱い                 | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 農林水産関係事業の取扱い             | H17.2.22 | H17.3.4  |
| 商工観光関係事業の取扱い             | H17.2.22 | H17.3.4  |
| 建設関係事業の取扱い               | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 上水道事業等の取扱い               | H17.2.22 | H17.3.4  |
| 下水道事業の取扱い                | H17.2.22 | H17.3.4  |
| 都市計画の取扱い                 | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 公営住宅の取扱い                 | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 学校教育関係の取扱い               | H17.2.22 | H17.3.4  |
| 小中学校の通学区域の取扱い            | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 社会教育・生涯学習関係の取扱い          | H17.2.22 | H17.3.4  |
| 社会体育関係の取扱い               | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 人権対策関係の取扱い               | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 国際交流事業の取扱い               | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 広報広聴関係事業の取扱い             | H17.2.22 | H17.3.4  |
| 情報公開の取扱い                 | H17.2.10 | H17.2.22 |
| 地域振興事業の取扱い               | H17.2.22 | H17.3.4  |
| 電算システムの取扱い               | H17.2.10 | H17.2.10 |
| その他の事務事業の取扱い(指定金融機関)     | H17.3.4  | H17.3.21 |
| その他の事務事業の取扱い(土地開発公社等)    | H17.2.22 | H17.3.4  |
| その他の事務事業の取扱い(選挙・監査・文書管理) | H17.2.10 | H17.3.4  |

## 合志市誕生の道のり

協議会発足

平成17年2月1日

合併調印式

平成17年3月24日

町議会議決

平成17年3月28日

県へ廃置分合申請

平成17年3月30日

県議会議決

平成17年6月30日

総務大臣告示

平成17年7月21日

合志市誕生

平成18年2月27日

## お世話になりました。

昨年2月に合志西合志二町合併協議会が設置され、約1年間、二町の合併協議は順調に進み無事に2月27日に合併となります。

これも、住民の皆さんのご理解のもと、温かいご支援のお陰と事務局職員一同深く感謝申し上げます。

「合志市」が誕生し、「子育て支援日本一のまちづくり」をキャッチフレーズに地域住民の皆様が合併してよかったといわれるように新市が大きく発展することを願っております。合併協議会事務局は2月26日をもちまして解散いたします。(事務所は2月24日(金)に閉鎖になります。)

## 合志市誕生後の合併協議会資料等の閲覧、お問い合わせは

合志市総務企画部政策推進室  
〒861-1195 合志市竹迫2,140番地  
TEL096-248-1111  
FAX096-248-1196

合志西合志二町  
合併協議会事務局

〒861-1112 菊池郡合志町幾久富1909-110  
TEL.096-247-2088 FAX.096-247-2099  
E-mail : daiyou@ko-nishi2gp.jp  
ホームページ : <http://www.ko-nishi2gp.jp>